

# 小郡市児童家庭相談システム構築業務仕様書

## 1. 業務名

小郡市児童家庭相談システム構築業務

## 2. 業務の目的

- (1) 本業務は、小郡市（以下「当市」という）こども家庭支援センターの相談支援記録や児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づく要保護児童や家庭の状況等に関する情報をデータベース化し、システム管理することで、児童等相談業務（児童虐待通告を含む）におけるケースの進行管理、各種会議資料の作成、統計、管理事例の検索等、各種業務の作業効率の向上を目的とする。
- (2) 情報の一元管理によるケース進行管理が適切に行えることにより関係機関との連携及び継続的な支援を強化し、深刻な虐待事例の発生の予防や迅速な対応、様々な課題を抱える児童及びその保護者に切れ目ない支援を行うことで、当市の子育て支援に寄与することを目的とする。

## 3. システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

- (1) 職員が利用しやすい画面設計及びWEBシステムであること。  
利用するブラウザは、Microsoft Edge (Chromium) に対応できるシステムであること。（セキュリティの面からActive XやJAVAアプレット等、クライアントの実行ファイルを必要とする機能は利用不可とする。）
- (2) ユーザーをIDおよびパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、システムの処理毎に使用権限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。
- (3) システム稼動後、平日（月曜から金曜）の午前9時00分から午後5時30分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること。
- (4) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に適時柔軟に対応できるシステムであること。
- (5) 本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼動を実現する上で必要なものは全て含めること。

## 4. 業務内容

- (1) ハードウェアの導入

### ①サーバ機器等

システム運用に必要なサーバ機器等は、少なくとも5年間は余裕を持って安定稼働するスペックとし、ストレージをRAID 1以上で冗長化するタワー型サーバとする。併せてサーバに最適な無停電電源装置、モニター、その他の構成品とともに、当市が用意するサーバ室内へ設置すること。また、設置等は受注者が行うこと。

#### 【参考情報】

- ・小郡市における現在の相談管理件数（児童虐待相談管理件数約150件、こども家庭支援センター相談管理件数約300件）
- ・相談1件につき最大5枚程度の写真、文書等を添付

### ②クライアント端末およびプリンター

クライアント端末およびプリンターには既設の機器を利用する。

#### ア. クライアント端末等運用数

運用開始当初、こども家庭支援センターのクライアント端末3台、プリンター1台を使用する。（プリンターは、KYOCERA社製 ECOSYS P4140dn）

受注者は、初期に使用する端末にシステム運用に必要な設定を行うこと。

今後、システムを利用する職員が増加し、利用端末増設の必要が発生した場合は、追加のアプリケーションライセンス費用が発生することなく、当市の職員によって簡便に増設できること。

#### イ. クライアント端末の主な仕様は、以下のとおりとする

| 項番 | 仕様区分   | 仕様                     |
|----|--------|------------------------|
| 1  | OS     | Windows 11 Pro (64bit) |
| 2  | CPU    | Intel Core i5 第13世代以降  |
| 3  | メモリ    | 16GB                   |
| 4  | ストレージ  | SSD 256GB              |
| 5  | ディスプレイ | 15.6型（解像度 1920×1080）   |

尚、庁内他システムとの関係から、既設クライアント端末へ追加のアプリケーションやミドルウェアのインストールは不可とする。

- ・Word、Excel等Microsoft社製オフィスソフトのファイルを表示、編集可能なソフトはインストール済み。
- ・クライアント端末は外字表示設定済み
- ・ウイルス対策ソフト：Trend Micro社 Apex Oneインストール済み

### (2) ソフトウェアの導入

受注者は児童相談にかかるパッケージシステム及び関連ソフトウェアの導入および環境設定を行うこと。

(3) カスタマイズ

当市が提示した基本仕様（機能については必須のもの）がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。

(4) データ移行

現行保有する相談のあった児童のデータは、当市の職員により登録する。

(5) 保守対応

- ① 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備され、保守運用に関する連絡先、対応責任者が明確化されていること。
- ② ハード障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していることに加え必要に応じ、現地での対応ができること。
- ③ 法改正などの早期対応に備えたアップデート、設定等を含めるものとする。
- ④ ソフトウェアの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。

(6) 操作研修の実施、操作説明書の提供

- ① システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を実施すること。
- ② 研修内容は以下のとおり。
  - ア．利用者向け操作研修  
対象者：10名程度 時間数：半日程度 2回
  - イ．管理者向け操作研修  
対象者：3名程度 時間数：半日程度 1回
- ③ 研修に使用するサーバー、端末及びネットワーク機器については、本番系ハードウェア機器を使用することを可とする。

5. 主な導入スケジュール

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| ・ 契約      | 令和8年9月下旬から10月上旬頃      |
| ・ 導入打ち合わせ | 令和8年10月頃              |
| ・ 最終納期    | 令和9年2月28日             |
| ・ 本稼働     | 令和9年3月1日 ～ 令和14年2月29日 |

6. システム基本仕様

(1) 児童情報管理

- ① 当市が提供する住基連携用ファイルを取り込み住基連携を行うこと。
- ② 氏名、カナ、性別、続柄、生年月日、電話番号、住所、世帯区分、福祉サービスの利用状況、生活状況等が管理できること。
- ③ 生年月日を入力すると自動的に現在の年齢表示ができること。
- ④ 氏名（カナ）と生年月日が同じ人物が登録されている際は自動的にチェックし注意を促

すこと。

- ⑤ ジェノグラムの描画ができること。またきょうだいへコピーができること。
- ⑥ 家族情報画面から、児童や保護者などの世帯員へ画面遷移ができること。
- ⑦ 基本情報を修正した場合、変更履歴へ保存されること。

## (2) 児童相談情報管理

### ① 児童相談ケース

- ア．各種手帳の有無、障害等級、生育歴等の管理ができること。
- イ．ケース番号、受付日時、ケース担当者、連絡経路、受付形態、相談種別、相談内容の管理ができること。
- ウ．対応（処理）の内容と処理日の管理ができること。
- エ．関係機関の管理ができること。
- オ．経過記録（日時、行動区分、対応者、支援内容）の管理ができること。
- カ．終結日と終結理由の管理ができること。

### ② 業務帳票

- ア．児童記録票の出力ができること。
- イ．ケース進行管理表の出力ができること。
- ウ．ケース会議票の出力ができること。
- エ．経過記録表の出力ができること。
- オ．送致書、転出先等への通知書が出力できること。
- カ．相談実績を担当者ごとや全体として集計し、月報として出力できること。

### ③ 統計帳票

こどもの福祉と保健に関する状況報告（第1表、第2表、第4表、第5表及び第8表）が出力できること。

## (3) その他の情報の管理・出力機能

- ① ユーザーID、パスワードによる認証ができ、ユーザーは自分自身のパスワードを変更できること
- ② 管理者はユーザーの追加、変更、削除及び権限の設定が行えること。
- ③ 児童福祉及び母子保健に関するサポートプラン作成機能を有し、入力及び出力ができること。
- ④ 当市が提供する住基連携用ファイルを取り込み、システム連携を行うこと。  
ただし、登録済データへの住民コードの付番は必要に応じて当市の職員により実施するものとする。

### ア．住基連携用ファイル

地方公共団体システム標準化後の住民基本台帳システムデータは次で定義されるシステム間連携インターフェイスを用いて提供する。

地方公共団体基幹業務システム\_機能別連携仕様（住民基本台帳）【第4.1版】  
（2025年9月30日 デジタル庁）

受注者が提供を希望する連携インターフェイスは「連携ID・枝番」により指定するものとする。

住民基本台帳データ連携インターフェイスの例

| 連携ID    | 枝番 | 連携機能名                  |
|---------|----|------------------------|
| 001o005 | 00 | 住基情報の異動に伴う他業務への各種情報提供  |
| 001o009 | 00 | 支援措置対象者の連携に伴う支援対象者情報提供 |

イ．連携方式

住基システムからの連携は、Amazon Web Services（AWS）が提供するファイル転送用マネージサービス「Transfer Family」を用いて行うものとする。

連携用ストレージ：Amazon S3

連携プロトコル：SFTP(SSH File Transfer Protocol)

詳細については、契約後の協議により決定するものとする。

ウ．連携頻度：日次

エ．連携対象データ

日々差分データを連携する。なお、運用開始時及びデータ整合上必要な場合全件データを連携する。

7．その他事項

（1）導入工程、細部打ち合わせ等

事業者決定後、速やかに導入工程等について当市と協議し、承認を得たうえで、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜協議を行うこと。

（2）納品物

導入に関する仕様書一式及び操作運用に関わる説明書等については、製本各1部とこれが記録されたディスクメディア（CD-R等）を納品すること。

（3）仕様変更

本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、当市の承認を得ること。

（4）記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、当市と受注者で協議すること。

（5）疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、当市と受注者で協議すること。

以 上